

岩手県告示第674号

物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準等（平成25年岩手県告示第947号）の一部を次のように改正し、令和7年12月1日から施行する。

令和7年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後								
<p>2 資格審査の申請の方法</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 提出場所及び方法 別表の左欄に掲げる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる<u>提出場所</u>に提出すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあっては、岩手県出納局又は同欄に掲げる<u>提出場所</u>のいづれかに提出すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>別表</p> <table border="1"><tr><td>事務所又は事業所の所在地</td><td>提出場所</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p><u>備考1</u> 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、次によること。</p> <p>(1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあっては、この表の左欄に掲げる主たる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる<u>提出場所</u>に提出すること。</p> <p>(2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあっては、この表の左欄に掲げる県内の事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる<u>提出場所</u>に提出すること。</p> <p><u>2 提出場所が県南広域振興局花巻審査指導監の場合</u> にあっては、次の場所に提出することができる。</p> <p>(1) 県南広域振興局土木部北上土木センター</p> <p>(2) 県南広域振興局土木部遠野土木センター</p> <p><u>3 提出場所が県南広域振興局一関審査指導監の場合</u> にあっては、県南広域振興局土木部千厩土木センターに提出することができる。</p>	事務所又は事業所の所在地	提出場所	[略]		<p>2 資格審査の申請の方法</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 提出先及び方法 別表の左欄に掲げる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる<u>提出先</u>に提出すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあっては、岩手県出納局又は同欄に掲げる<u>提出先</u>のいづれかに提出すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>別表</p> <table border="1"><tr><td>事務所又は事業所の所在地</td><td>提出先</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p><u>備考</u> 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、次によること。</p> <p>(1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあっては、この表の左欄に掲げる主たる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる<u>提出先</u>に提出すること。</p> <p>(2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあっては、この表の左欄に掲げる県内の事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる<u>提出先</u>に提出すること。</p>	事務所又は事業所の所在地	提出先	[略]	
事務所又は事業所の所在地	提出場所								
[略]									
事務所又は事業所の所在地	提出先								
[略]									

備考 改正部分は、下線の部分である。